

環発[2015]164号

『石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネルギー改造事業の全面実施計画』の印刷配布に関する通知

各省・自治区・直轄市環境保護庁（局）、発展改革委員会（経済情報化委員会、経済貿易委員会、工業情報化庁）、エネルギー局、新疆生産建設兵団の環境保護局、発展改革委員会、エネルギー局、国家電網公司、南方電網公司、華能、大唐、華電、国電、国家電力投資集团公司、神華集团公司 御中

第 114 回国務院常務会議の主旨を徹底的に実行するため、私たちは『石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネルギー改造事業の全面実施計画』を制定し、ここに各部門に印刷配布するので、実施を真剣に成し遂げていただきたい。また関連事項を以下のように通知する。

一、石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネ改造の全面的実施は重要な国家特定項目行動の一つであり、省エネ・排出削減に役立ち、グリーン発展を促進し、市民生活に福祉を加え、また投資拡大に役立ち、石炭火力発電産業の転換と高度化、関連機械設備製造業の対外進出戦略促進を促進する。各関係部門、地方政府機関と企業はこの事業を高く重視し、できるだけ早く特定項目実施計画を制定し、本計画との連携を成し遂げなければならない。

二、各関係部門は更に支援に力を入れ、政策措置を完備し、地方政府機関と企業の積極性を十分に引き出し、同時にプロジェクトの改造と運用に対する監督管理を強化しなければならない。

三、石炭火力発電企業は実施主体であり、自発的に社会的責任を負い、環境汚染の第三者管理と契約エネルギー管理方式を積極的に採用し、超低濃度排出と省エネ改造プロジェクトの実施を加速し、改造プロジェクトの期日通りの竣工並びに安定した運行を確保しなければならない。

四、機械設備製造企業、電力網会社、省エネサービス会社と環境保護専門会社は超低濃度排出と省エネ改造プロジェクトのニーズを保障し優先的に満たすことに努力しなければならない。各方面の共同の努力を通じて、超低濃度排出と省エネ改造目標の期日通りの

完成を確保する。

特にここに通知する。

付属文書：石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネルギー改造事業の全面实施計画

環境保護部

発展改革委員会

エネルギー局

2015年12月11日

写し送付先：国務院弁公庁、各省・自治区・直轄市人民政府弁公庁、新疆生産建設兵団弁公庁、科学技術部、工業と情報化部、財政部、国有資産委員会、国家開発銀行。

環境保護部弁公庁が2015年12月11日に印刷配布。

付属文書

石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネルギー改造事業の全面実施計画

石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネ改造の全面的実施は、石炭のクリーンな利用、大気環境質改善、資源的制約緩和の重要な措置である。『石炭火力発電の排出削減高度化と改造行動計画（2014～2020年）』（以下、『行動計画』と略称）の実施以来、各地では超低濃度排出と省エネ改造の重点プロジェクトを強力に実施し、積極的な効果を上げている。国務院第114回常務会議の主旨に基づき、エネルギー技術革新を加速し、クリーンで低炭素、安全で効率の高い近代的エネルギー体系を建設し、安定成長、構造調整、排出削減促進、民生への恩恵を実現し、『行動計画』の「スピードアップと範囲の拡大」を推進するため、特に本計画を制定する。

一、指針となる理念及び目標

（一）指針となる理念

党の第18期第5回中央委員会全体会議の主旨を全面的に貫き、グリーン発展の理念をしっかりと確立し、石炭火力発電業界の省エネ・排出削減の高度化改造を全面的に実施し、全国的な範囲で石炭火力発電所の超低濃度排出の要件と新たなエネルギー消費基準を普及し、世界最大のクリーンで効率の高い石炭火力発電体系を作り上げる。

（二）主な目標

2020年までに、全国のすべての改造条件を備えた石炭火力発電所が超低濃度排出（すなわち基準酸素含有量6%の条件下で、ダスト、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度がそれぞれ10、35、50mg/m³以下）の実現に努める。全国の条件のある新設石炭火力発電ユニットが超低濃度排出レベルに到達する。現役の石炭火力発電ユニットの超低濃度排出改造の歩みを加速し、東部地区の2020年以前の超低濃度排出改造課題完成という従来計画を、2017年以前の全体的完成に前倒しする。東部地区に対する要件を次第に全国の条件のある地区に拡大し、そのうち、中部地区は2018年前までの基本的完成に極力努め、西部地区は2020年前までの完成とする。

全国の新設石炭火力発電プロジェクトは原則的に 60 万 kW 以上の超超臨界ユニットを採用し、平均電力供給石炭消費は 300g 標準炭/kWh（以下、g/kWh と略称）未満とし、2020 年までに、現役石炭火力発電ユニットの改造後の平均電力供給石炭消費を 310g/kWh 未満とする。

二、重点課題

(一) 条件を具えた石炭火力発電ユニットは超低濃度排出改造を実施しなければならない。電力供給の安全確保という前提の下で、東部地区（北京、天津、河北、遼寧、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南などの 11 省・直轄市）は 2020 年以前に超低濃度排出改造課題を完成するという従来計画を 2017 年以前の全体的完成に前倒しし、30 万 kW 以上の公共用石炭火力発電ユニット、10 万 kW 以上の自家用発電ユニット（W 型火炎ボイラーと循環流動床ボイラーは暫時除外）の超低濃度排出改造を求める。

東部地区に対する要件を次第に全国の条件のある地区に拡大し、30 万 kW 以上の石炭火力発電ユニット（W 型火炎ボイラーと循環流動床ボイラーは暫時除外）の超低濃度排出改造実施を求める。そのうち、中部地区（山西、吉林、黒龍江、安徽、江西、河南、湖北、湖南などの 8 省）は 2018 年以前の基本的完成に極力努める。西部地区（内モンゴル、広西、重慶、四川、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆などの 12 省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団）は 2020 年以前の完成とする。2020 年以前に 5.8 億 kW 分の改造に極力努める。

(二) 改造条件を持たないユニットは基準内排出整備を実施する。石炭火力ユニットは高効率脱硫脱硝集塵設備を設置し、排煙脱硝の全運転モード運用を推進しなければならない。各地は法律執行と監督管理に更に力を入れ、企業の期限付き整備実施を推進し、発電所 1 ヶ所ごとに対策を立て、タイムテーブルとロードマップを逐一明確にし、安定的な基準達成を成し遂げ、ユニット容量約 1.1 億 kW 分を改造しなければならない。

(三) 旧式設備と関連強制基準の要件に適合しないユニットは淘汰の実施を求める。小規模火力発電ユニットの淘汰基準を更に引き上げ、整備改善を経ても依然としてエネルギー消費、環境保護、品質、安全などの要件に適合しないものは、地方政府が淘汰し閉鎖・

操業停止処分とする。改造後も依然としてエネルギー、環境保護などの基準に適合しない 30 万 kW 以下のユニット、特に運用 20 年以上の純凝縮ユニットと 25 年以上のポンプ凝縮熱電併給ユニットを優先的に淘汰する。淘汰計画に組み入れたユニットには改造実施を求めない。「第 13 次五ヵ年計画」期間に淘汰する旧式火力発電ユニットの規模が 2,000 万 kW 分を上回るよう極力努める。

(四) 省エネと超低濃度排出改造を統一的に計画しなければならない。超低濃度排出改造を推進すると同時に、省エネ改造を連携して準備し、東部、中部地区の現役石炭火力発電ユニットの平均電力供給石炭消費が 2017 年、2018 年に基準達成を実現し、西部地区の現役石炭火力発電ユニットの平均電力供給石炭消費は 2020 年以前に基準を達成するよう極力努める。企業はできるだけ同一の点検修理期間内に超低濃度排出と省エネ改造を同時に実施するよう手配し、改造コストの電力網に対する影響を下げる。2016～2020 年に全国で 3.4 億 kW 分の省エネ改造を実施する。

三、政策措置

(一) 電力価格補助政策を実施

超低濃度排出レベルに達した石炭火力発電ユニットに対しては、『石炭火力発電所の超低濃度排出電力価格支援政策実施に関連する問題に関する通知』（发改価格〔2015〕2835 号）の要件に基づき、電力価格補助金を与える。2016 年 1 月 1 日以前にすでにグリッド接続運行している現役ユニットは、その電力網供給統一買付量 1kWh ごとに 0.01 元を上乗せする。2016 年 1 月 1 日以後にグリッド接続運行する新設ユニットは、その電力網供給統一買付量 1kWh ごとに 0.005 元を上乗せする。2016 年 6 月末以前に、発展改革委員会、環境保護部などが石炭火力発電ユニットの超低濃度排出環境保護電力価格及び環境保護施設運用監督管理規則を制定する。

(二) 発電量奨励金を給付

石炭火力発電ユニットの排出とエネルギー効率のレベルを総合的に考慮し、超低濃度排出ユニットの発電利用時間数を適正に増加し、原則的には 200 時間ほどを奨励するが、具体的な数量は各地が決定する。電力体制改革に関連した公文書『発電と電力使用の秩序

ある自由化計画の実施に関する意見』の要件を実施し、超低濃度排出に達した石炭火力発電ユニットを2種類の優先発電ユニットに組み入れ保障を与える。2016年に発展改革委員会、国家エネルギー局は省エネ低炭素調整事業推進計画を検討制定し、高効率クリーン石炭火力発電ユニットの負荷率を引き上げる。

（三）汚染排出費インセンティブ政策を実施

各地の汚染排出費徴収基準の引き上げを促す（二酸化硫黄、窒素酸化物は当量当たり1.2元を下回らない）と同時に、汚染物質排出濃度が国あるいは地方が定めた汚染物質排出規制値より50%以上低い場合は、汚染排出費を半額に減額し徴収する政策を適切に実施し、企業が超低濃度排出改造に大いに力を入れるよう激励する。

（四）財政支援の給付

中央財政にはすでに大気汚染防止特定項目資金があり、省エネ・排出削減効果の良好な省（自治区・直轄市）に適度に傾斜させている。

（五）信用融資支援

開発銀行は石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネ改造プロジェクトに対する既存政策を実施し、引き続き優遇信用貸付を与えており、その他の金融機関が優遇信用貸付支援を与えるよう奨励する。条件に合致する石炭火力発電企業が企業債券の発行により直接に資金調達し、募集した資金を超低濃度排出と省エネ改造に使用することを支持する。

（六）汚染排出権取引を推進

企業が超低濃度排出改造を通じて発生した汚染排出権の余剰部分については、地方政府は買い上げを行うことができ、企業も新設プロジェクトの建設に使用、あるいは自ら市場で取引できる。

（七）先進技術を普及利用

石炭火力発電所の超低濃度排出環境モニタリング・評価技術基準を制定し、石炭火力発電ユニットのエネルギー効率基準とエネルギー効率最低規制値基準を改正し、各地と各発電企業を指導して改造事業を展開する。更にいくつかの石炭火力発電所に省エネ・排出削減モデル発電所の称号を授与し、石炭火力発電の省エネ・排出削減の交流プラットフォーム

ムを構築し、成熟した先進技術の普及と利用を促進する。

四、組織的保障

(一) 組織的指導を強化

環境保護部、発展改革委員会、国家エネルギー局が関係部門と合同で共に本計画の実施を準備し、部門間の調整を強化し、それぞれが職責を尽くし、それぞれが責任を負い、緊密に協力する。国家エネルギー局、環境保護部、発展改革委員会は、年度の石炭火力発電所省エネ・超低濃度排出改造重点プロジェクトを決定し、そして職責に基づき分業を行い、省エネ改造とエネルギー効率レベル、ユニットの淘汰、超低濃度排出改造、基準内排出整備管理台帳をそれぞれ確立し、推進の過程で現れた困難と問題を適時に調整し解決する。

各地と電力グループ会社は石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネ改造の責任主体であり、電力の地域分布、電力網の管制などの要素を十分に考慮して改造計画案を作成し、2016年3月末以前に完成させ、国家エネルギー局、環境保護部、発展改革委員会に届け出なければならない。発電企業は『行動計画』関連の要件に従って、責任を適切に履行し、プロジェクトと資金を確実なものにし、環境汚染の第三者管理と契約エネルギー管理方式を積極的に採用し、改造工事の期日通りの竣工と安定した稼働を確保しなければならない。中央国有企業は模範と先導の役割を果たさなければならない。地方政府と電力網会社は地域電力管制の調整を統一的に計画しなければならない。発電ユニットの停止点検修理を整然と準備し、秩序立った電力使用計画を制定並びに実施し、電力企業の環境保護及び省エネ改造の期日通りの完成を保障しなければならない。

(二) 監督管理を強化

各地は日常の監督査察と法律執行検査を強化し、企業の虚偽行為を防止し、基準に達しない企業に対しては法律に基づき厳格に処理を行う。すでに超低濃度排出優遇政策を享受しているが実際の運用効果が安定した状態に達していない企業に対しては、社会に向けて通報し、情状によってはその優遇政策を取り消し、そして処罰を行う。省レベルの省エネ主管部門は国家エネルギー局の出先機関と合同で、各地域、各企業の省エネ改造事業に対し管理監督を実施する。

(三) 厳格な評価と審査

環境保護部、発展改革委員会、国家エネルギー局は関係部門と合同で、厳格に各省（自治区・直轄市）、中央電力グループ会社の石炭火力発電所超低濃度排出改造計画案に基づき、毎年、前年度の石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネ改造の状況について評価と審査を行う。